

## 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨マーク管理要領

### （目的）

第1条 この要領は、和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則（平成20年3月28日和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨品の適正な管理と表示を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （推奨マークの使用）

第2条 推奨マークは、和歌山県が使用する場合の他、次の場合に使用できるものとする。

（1）規則に基づきプレミアム和歌山推奨品として認定を受けた者が、同規則及びこの要領の規定に基づき使用する場合（以下「推奨マーク使用者」という。）。

（2）前号に定める者以外の者が、プレミアム和歌山の普及啓発のために使用する場合。

### （表示）

第3条 推奨マーク使用者による推奨マークの表示は、別記第1のとおりとする。

### （表示対象）

第4条 推奨マーク使用者が表示する推奨マークの対象は下記の各号とする。

（1）プレミアム和歌山推奨品

（2）プレミアム和歌山推奨品を示す掲示物

（3）プレミアム和歌山推奨品の梱包資材

### （表示の例外）

第5条 推奨マーク使用者が、規則第5条第3号に定める「プレミアム和歌山推奨品に前項の表示ができない場合」に該当する場合は、下記の各号の場合をいう。

（1）生鮮物分野の推奨品で直接推奨品に推奨マークを表示しがたい場合。

（2）観光資産分野の推奨品

（3）製造物分野の推奨品で、推奨品の形状、大きさにより推奨マークを表示しがたい場合。

2 前項の場合、推奨マークの表示対象から前条第1号を除くものとする。

### （使用の届出）

第6条 推奨マーク使用者は、あらかじめ知事に対してプレミアム和歌山推奨マーク使用届出書（別記様式1）を提出しなければならない。

### （使用の申請）

第7条 第2条第2号において、プレミアム和歌山の普及啓発のため、広告等の媒体に自ら推奨マークの表示をしようとする者（以下「推奨マーク表示者」という。）は、あらかじめ知事に対してプレミアム和歌山推奨マーク使用申請書（別記様式2）を提出しなければならない。

2 前項の表示は別記第1のとおりとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、

知事との協議のうえ、その指示に従うものとする。

(使用の承諾)

第8条 知事は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、推奨マーク使用承諾の通知をするものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり必要と認める場合は条件を付することができる。

(誤認の防止)

第9条 推奨マーク使用者及び推奨マーク表示者は、「プレミアム和歌山」の認定を受けた製品以外の製品が、「プレミアム和歌山」として認定を受けていると消費者等に誤認させるような方法で推奨マークを表示してはならない。

(使用料)

第10条 推奨マークの使用料は無料とする。

(表示に要する経費負担)

第11条 推奨マークの表示に要する経費は、推奨マーク使用者又は推奨マーク表示者が負担するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 推奨マークの表示に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、推奨マーク使用者又は推奨マーク表示者は誠意をもって、その責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

(適正使用の確保)

第13条 知事は、推奨マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用の中止)

第14条 知事は、推奨マーク使用者又は推奨マーク表示者が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、推奨マークの使用を中止させるものとする。

(1) 規則第10条第1項各号の規定により、認定が取り消されたとき

(2) 別記第1の規定に反して表示したとき

(3) 推奨マークを不正に使用したとき

(4) 第12条の規定による必要な措置を講じなかったとき

(5) その他プレミアム和歌山推奨品の価値、他のプレミアム和歌山推奨品の評価に重大な支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定による推奨マークの使用の中止により直接又は間接に生じた損失については、当該推奨マーク使用者又は推奨マーク表示者が自ら負担するものとする。

(その他)

第15条 推奨マーク使用者又は推奨マーク表示者は、この要領に定めるもののほか、推奨マークの使用にあたり疑義が生じた事項については、適宜、知事と協議のうえ、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。